



# 「見附市障害者差別解消推進条例」

## 解 説 書

令和 7 年〇月  
見附市健康福祉課

## はじめに

本逐条解説は、見附市障害者差別解消推進条例（令和7年告示第〇号）の内容について、個別具体的に説明するものです。

条例の内容についてご理解いただくことで、障害のある方への差別の解消を推進し、障害のある人もない人も分け隔てられることなく、互いに人格と個性が尊重される共生社会の推進を目指していくものです。

※ 本逐条解説では、「\*ポイント\*」を設け、各条の要点を説明した後でより詳細な説明である「【解説】」を設けています。

## 目 次

体系図	3 ページ
前文	4 ページ
第1章 総則	
第1条 (目的)	6 ページ
第2条 (定義)	7 ページ
第3条 (基本理念)	14 ページ
第4条 (市の責務)	18 ページ
第5条 (事業者の責務)	19 ページ
第6条 (市民の責務)	20 ページ
第7条 (障がい者計画との関係)	21 ページ
第2章 障がいを理由とする差別の禁止等	
第8条 (不当な差別的取扱いの禁止)	22 ページ
第9条 (合理的配慮の提供)	24 ページ
第10条 (環境の整備)	26 ページ
第3章 障がいを理由とする差別に関する相談、紛争の防止等のための体制	
第11条 (相談)	28 ページ
第12条 (あっせんの申立て)	29 ページ
第13条 (あっせん)	31 ページ
第14条 (勧告及び公表の措置)	33 ページ
第4章 共生社会の実現に向けた取組	
第15条 (情報の収集、整理及び提供)	35 ページ
第16条 (相互理解の促進)	36 ページ
第17条 (教育)	37 ページ
第18条 (意思疎通)	38 ページ
第5章 雜則	
第19条 (委任)	39 ページ

## 体系図

私たちのまち見附市は、障害を理由とする差別を解消し、障害のある人もない人も分け隔てられることなく、互いに人格と個性が尊重される共生社会を推進するため、この条例を制定する。	
第1章 総則	第2章 障がいを理由とする差別の禁止等
第1条（目的）	第8条（不当な差別的取扱いの禁止）
第2条（定義） （1）障がいのある人 （2）社会的障壁 （3）障がいを理由とする差別 （4）不当な差別的取扱い （5）合理的配慮の提供 （6）正当な理由 （7）障がいの社会モデル （8）行政機関等 （9）事業者 （10）市民	第9条（合理的配慮の提供） 第10条（環境の整備） 第3章 障害を理由とする差別に関する相談、紛争の防止等のための体制
第3条（基本理念）	第11条（相談）
第4条（市の責務）	第12条（あっせんの申立て）
第5条（事業者の責務）	第13条（あっせん） 第14条（勧告及び公表の措置）
第6条（市民の責務）	第4章 共生社会の実現に向けた取組 第15条（情報の収集、整理及び提供）
第7条（障がい者計画との関係）	第16条（相互理解の促進） 第17条（教育） 第18条（意思疎通） 第5章 雜則
（施行期日） 令和7年4月1日から施行	第19条（委任）

## 前 文

私たち一人ひとりは、かけがえのない存在であり、全ての市民は、平等に権利を持っています。多様性が認められ、様々な人が地域にともに生き、活躍できる社会は、全ての市民にとって暮らしやすい豊かな社会です。障害のあるなしにかかわらず、ともに育ち、ともに学び、ともに働き、ともに暮らし、ともに尊重し、ともに支え合うことのできる社会こそが、私たちの目指すべき「住みたい行きたい 帰りたい やさしい絆のまち みつけ」です。

この住み慣れた地域で、その人らしく生活し、心豊かに暮らすことは、私たち市民の共通の願いです。

しかし、障害のある人は、障害や障害のある人への理解の不足又は 偏見から生じる社会的障壁による困りごとを抱え、日々の生活の中で障害を理由とした不利益な取扱い等の差別を受けていると感じている場合も少なくありません。障害のある人が日々の生活の中で受ける差別は、心身の機能の障害のみならず、社会における様々な障壁によって作り出されているのであって、障壁を取り除くことは社会全体の責任です。私たちは、障害を理由としたあらゆる差別の解消に取り組まなければなりません。

このため、全ての市民が、障害や障害のある人に対する理解を深め、障害を理由とする差別の解消に向けて取り組むことが必要です。障害のある人もない人も、互いを理解し、思いやりの心を持つことが大切で、これまで以上に障害者施策に積極的に取り組んでいく必要があります。

これらの認識のもと、見附市は、障害のあるなしにかかわらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し合う共生社会「住みたい 行きたい 帰りたい やさしい絆のまち みつけ」の実現を目指し、この条例を制定します。

### \*ポイント\*

障害のある人は、社会の理解不足等によって、生活の中で多くの困りごとを抱えて暮らしています。

障害ある、なしに関係なくみんながお互を思いあい、みんなで暮らせる社会をつくることがこの条例をつくる理由です。

## 【解説】

この条例を制定しようとした経緯や考え方を明らかにするため、前文を設けたものです。

障害のあるなしにかかわらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し合う共生社会「住みたい 行きたい 帰りたい やさしい絆のまち みつけ」は、見附市が目指す「地域福祉のあるべき姿」をあらわしたものであり、本条例の制定は地域共生社会の実現の第一歩となります。

## 第1章 総 則

### 第1条（目的）

#### （目的）

第1条 この条例は、障害者の権利に関する条約（平成26年条約第1号）、障害者基本法（昭和45年法律第84号）及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。次条第8号において「障害者差別解消法」という。）の趣旨を踏まえ、本市における障害を理由とする差別の解消の実現に關し、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の解消を推進するための基本的な事項を定めることにより、全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（以下「共生社会」という。）の実現に資することを目的とする。

#### \*ポイント\*

この条例をつくることで、障害のある、なしに關係なくみんながお互たがいを思おもい、助け合いながら、暮らせる社会をつくることを目的とします。

#### 【解説】

本条例の制定目的を明らかにしたものであり、条例の解釈運用の基本となるものです。本条例では、障害者の権利に関する条約、障害者基本法、障害者差別解消法に定められた、障害を理由とする差別を禁止するとの原則を確認し、差別を解消し、障害のある人の社会参加の機会を守るため、市がすべての人に向けて、本条例の基本理念が根付くための施策を行うことを明記しています。また、市、事業者及び市民のしなければならないことを明らかにするとともに、全ての市民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を認め合いながら共に生きる社会（共生社会）の実現に資することを目的としています。

## 第2条（定義）

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害のある人 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）、難病（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾患有する。）に起因する障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 障害を理由とする差別 障がいのある人に対し、不当な差別的取扱いをすること又は合理的配慮の提供をしないことにより、障害のある人の権利利益を侵害することをいう。
- (4) 不当な差別的取扱い 正当な理由なく、障害又は障害に関連する事由を理由として、障害のある人に対して不利益な取扱いをすることをいう。
- (5) 合理的配慮の提供 障害のある人から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（本人の意思表明が困難な場合に、障害のある人の家族、支援者、介助者等が本人を補佐して行う意思の表明を含む。）があった場合に、当該障害のある人と建設的な対話をを行い、実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害のある人の性別、年齢、障害の状態等に応じて、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を提供することをいう。
- (6) 正当な理由 障害のある人に対して、障害又は障害に関連する事由を理由として、財、サービス、各種機会の提供を拒否する等の取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと認められるものをいう。
- (7) 障害の社会モデル 障害のある人が日常生活又は社会生活において受けける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会的障壁と相対することによって生ずるものという考え方をいう。
- (8) 行政機関等 障害者差別解消法第2条第3号の行政機関等（市を除く。）をいう。
- (9) 事業者 市内において商業その他の事業を行う者（市及び行政機関等を除く。）をいう。
- (10) 市民 市内に居住し、又は市内に通勤し、通所し、若しくは通学する者をいう。

## \*ポイント\*

### (1) 「障害ある人」

障害者手帳を持っているか、持っていないかに関わらず、障害や社会バリアによって自分の思うように活動できない状態にある人を指します。

### (2) 「社会的障壁」

障害のある人が生活していくときに困ってしまう社会のバリアを指します。

※「バリア」とは、障壁や壁という意味で、「バリアフリー」とは、バリアがないこと、あるいは取り除くことです。一般に「物理的バリア」「制度のバリア」「文化・情報のバリア」「心のバリア」の4つのバリアがあるといわれています。

### (3) 「障害を理由とする差別」

理由もなく障害のある人ひとと障害のない人を分けてしまうことを指します。

### (4) 「不当な差別的取扱い」

障害のある人と障害のない人を分けて、障害のある人を不利に扱うことを見ます。

### (5) 「合理的配慮の提供」

障害のある人が、社会のバリア等によって困ってしまって、助けを求めたとき、できる限り、対応して助けてあげることを指します。

### (6) 「正当な理由」

誰もが考えても正しいと思われる理由のことを指します。

### (7) 「障害の社会モデル」

障害は、障害のある人のみに理由があるのでなく、社会にもあるという考え方を指します。

### (8) 「行政機関等」 国や県等のことを指します。市役所、公民館、図書館等は除きます。

### (9) 「事業者」

市内にあるお店や会社等を指します。

### (10) 「市民」

住んでいる場所や通っている学校、会社、福祉施設等が市内にある人を指します。

## 【解説】

障害者基本法・障害者差別解消法の定義を基本とし、この条例で用いる言葉の意味を規定するものです。

### (1) 「障がいのある人」

障害者手帳の有無に関わらず、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活において自分の考えるとおりに活動できない状態にある方を「障害のある人」とします。また、本条例第17条（教育）にある「障害ある児童」も含みます。

- ・身体障害
- ・知的障害
- ・精神障害
- ・発達障害（神経発達症）  
(学習障害、注意欠陥・多動性障害、広汎性発達障害等)
- ・高次脳機能障害
- ・難病（治療方法が確立していない疾病その他の特殊疾病をさします）に起因する障害
- ・重複障害（異なる種類の障害者手帳を重複して取得している等）
- ・若年性認知症
- ・その他の心身の機能の障害 等

### (2) 「社会的障壁」

社会の様々な仕組みや社会的構造物が、障害のない人を中心として発展した結果、障害のある人が日常生活や社会生活を営む上で妨げになっているものなどを「社会的障壁」と定義するものです。

障害のない人を前提として作られた事物、制度やルール、常識・慣行、観念等その他一切のものが含まれます。

### (3) 「障がいを理由とする差別」

障がいを理由とする差別を「(4) 不当な差別的取扱い」と「(5) 合理的配慮」の不提供により、障がいのある人の権利利益を侵害することと定義するものです。

### (4) 「不当な差別的取扱い」

「直接差別」「間接差別」「関連差別」「複合差別」を含むあらゆる区別、排除又は制限であって、障害のある人を障害のない人と比べて不利に取り扱うことを、不当な差別的取扱いと定義するものです。

障害を理由とする差別は、主に直接差別、間接差別、関連差別、複合差別に分類されます。（⇒ 11～12ページ参照）

## (5) 「合理的配慮の提供」

合理的配慮は、障がいのある人から、社会的障壁の除去を必要としている旨の「意思の表明（思っていることを他の人がわかるように示すこと。本人の意思表明が困難な場合に障害のある人の家族、支援者、介助者等が本人を助けて行う意思表明を含む。）」があった場合に、当該障害のある人と建設的な対話をを行い、実施に伴う対応が過重でないときは、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的配慮を提供することを定義するものです。

「建設的な対話」とは、できる範囲で対応可能な代替手段の話し合いを行うことです。

「過重な負担」とは、個別の事案ごとに、「事務・事業への影響の程度」「物理的・技術的・人員等の程度」「費用・負担の程度」「事務・事業の規模」「財政・財務状況」の要素を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要となります。

過重な負担に当たると判断した場合は、障害のある人にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めるとともに、代替手段の話し合いを行うことが求められます。

	差別の類型	内 容	事 例
不当な差別的取り扱い	直接差別	障害を理由にした区別、排除、制限などの異なる取扱いがなされる場合	<ul style="list-style-type: none"><li>・車椅子を理由に交通機関の利用を断られた。</li><li>・障害があるという理由だけで、アパートの入居が出来なかった。</li></ul>
	間接差別	外形的には中立の基準、規則、慣行であっても、それが適用されることにより、結果的には他者に比較し不利益が生じる場合	<ul style="list-style-type: none"><li>・聴覚に障害がある人が、避難所に掲示板がなかったため、放送内容がわからなかった。</li><li>・採用試験の時に視覚に障害がある人が点字の試験用紙の準備がなかった為に採用試験を受けることが出来なかった。</li></ul>
	関連差別	障害に関連する事由を理由とする区別、排除又は制限など異なる取扱い	<ul style="list-style-type: none"><li>・車いすを使っている人の入店を断る。</li><li>・盲導犬を連れて飲食店に入店しようとした際に、「衛生上の理由でペット同伴はお断り」という理由で入店出来なかった。</li></ul>

	差別の類型	内 容	事 例
不当な差別的取り扱い	複合差別	「女性」であり「障がいのある」ことなど障害と障害以外の理由で、不当な差別的取扱いを受けること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のない人と同じ仕事をしているにもかかわらず、障害のある人は給与が低く、更に女性であるため正社員として採用されなかった。</li> </ul>
合理的配慮の不提供		障がいのある人が他の者と平等な機会を受けたり、待遇が確保されたりするには、その者の状況に応じて現状が変更されたり、調整されたりすることが必要であるにも関わらず、そのための措置が講じられない場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車いすを利用している人が、店員に声をかけたにもかかわらず通路にある台車を動かしてくれないので通れない。</li> <li>・聴覚に障がいのある人が、申し出ているにも関わらず、職員が筆談等の対応をしない。</li> </ul>

#### (6) 「正当な理由」

「障害のある人に対して、障害又は障害に関する事由を理由として、財、サービス、各種機会の提供を拒否する等の取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、障害のある人の障害の程度をはじめ、具体的な場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要となることから、様々な視点に立った判断が必要となります。

##### 【正当な理由の判断の視点】

具体的場面や状況に応じ総合的・客観的に判断

##### 【正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例】

- ・業務の遂行に支障がないにもかかわらず、障害のない人とは異なる場所での対応を行うこと。
- ・障害があることを理由として、障害のある人に対して、言葉遣いや接客の態度など一律に接遇の質を下げること。
- ・障害があることを理由として、具体的場面や状況に応じた検討を行うこと

なく、障害のある人に対し一律に保護者や支援者・介助者の同伴をサービスの利用条件とすること。

【正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例】

- ・実習を伴う講座において、実習に必要な作業の遂行上具体的な危険の発生が見込まれる障害特性のある障害のある人に対し、当該実習とは別の実習を設定すること。（障害のある人本人の安全確保の観点）
- ・飲食店において、車椅子の利用者が畳敷きの個室を希望した際に、敷物を敷く等、畳を保護するための対応を行うこと。（事業者の損害発生の防止の観点）
- ・銀行において口座開設等の手続きを行うため、預金者となる障がいのある人本人に同行した者が、代筆をしようとした際に、必要な範囲でプライバシーに配慮しつつ、障がいのある人本人に対し障がいの状況や本人の取引意思等を確認すること。（障がいのある人本人の財産の保全の観点）
- ・視覚障がいのある人（全盲の人）が運送会社にドライバーとして雇用の申し入れをした際、視覚障がいのある人（全盲の人）は自動車免許を取得できないので雇用を断ること。（諸法令における制限）

#### （7）「障害の社会モデル」

障害は、障害のある人の個人の機能的な問題である「医学モデル」の考え方から、個人の心身の機能の障がいのみに起因するものではなく、社会的障壁と相対することによって生ずるものであると、障がいの捉え方が変わっています。

社会的障壁を取り除くことは、社会の責任であり、社会的障壁を除去することは、障がいのある人をはじめ、高齢者やケガ人、妊婦等、すべての人が暮らしやすいまちづくりにつながります。

#### 【障害の社会モデルとは？】

私たちの暮らす生活の中で、障害のある方や高齢者、外国の方など多種多様な人々がいることを考慮せず、障害のない人に合わせて作られた社会となっています。

これによって生まれた、障害のある人にとっての困りごとから「社会的障壁（バリア）」が生まれ、生活しにくく生きづらい社会環境となっています

#### 【4つの社会的障壁は？】

- ▷物理的バリア （例）段差、狭い道路、すべりやすい床
- ▷制度のバリア （例）学校の入学試験、資格試験
- ▷文化・情報のバリア （例）音声のみのアナウンス、防災無線のアナウンス
- ▷心のバリア （例）偏見や差別、障害への無関心

**【社会モデル（出典元：内閣府ホームページより）】**

「社会モデル」は、「障害」は社会（モノ、環境、人的環境等）と個人の心身機能の障害が相まって作り出されたものであり、その障壁を取り除くのは社会の全体の問題としてとらえる考え方です。

**(8) 「行政機関等」**

市を除く国・県の行政機関、独立行政法人等をいいます。

**(9) 「事業者」**

市内において商業その他の事業を行う者（市及び行政機関等を除く。）をいいます。事業者については、社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO法人）等も含まれます。本部が他市町村にあり、店舗が市内にある場合は、市内にある店舗のみを対象とするものです。

**(10) 「市民」**

居住、通勤先、通所先、通学先のいずれかが見附市内であるものをさします。

### 第3条（基本理念）

#### （基本理念）

第3条 障害を理由とする差別の解消の推進による共生社会の実現は、次に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）の下に行わなければならない。

- (1) 障害のある人が、障害のない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、恋愛、結婚、出産、育児等その尊厳にふさわしい生活が保障される権利を有すること。
- (2) 障害のある人が地域で自立し、及び社会参加するため、どこで誰と生活するか、どのように学び、就業し、活動するか等について、障害のある人の選択や意思決定を尊重すること。
- (3) 障害のある人の選択や意思が尊重されるよう、必要な支援に取り組むこと。  
この場合において、障害のある児童には、成人の障害のある人とは異なる支援の必要性があることに留意すること。
- (4) 障害を理由とする差別は、障害及び障害のある人に関する理解の不足又は偏見から生じ得ることから、全ての市民が障害及び障害のある人に関する理解を深める必要があること。
- (5) 多様な人々により地域社会が構成されているという基本認識の下に、障害の社会モデルに関する理解を深めることを基本とすること。
- (6) 障害のある人もない人も、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互の違いを理解し、互いにその人格と個性を尊重すること。
- (7) 社会的障壁の除去及び合理的配慮の提供は、障害の有無にかかわらず、全ての市民にとって有益であることを認識し、共生社会の実現に向け相互に協力すること。
- (8) 障害のある女性が、障害及び性別により困難な状況に置かれている場合等、障害のある人が、その性別、年齢等による複合的な原因により特に困難な状況に置かれる場合においては、その状況に応じた合理的配慮がなされること。

## \* ポイント \*

この条例の基本的な考え方が書かれています。

- (1) 障害のある人が、障害のない人と同じように大切に思われて暮らしていくこと
- (2) 障害のある人の希望や意見を大切にすること
- (3) 障害のある人の希望や意見を大切にできるように支援の方法を考えること
- (4) 市民は障害のある人への理解を深めること
- (5) 障害は、障害がないことを当たり前としてつくられた社会によって生じたバリアであり、社会のバリアを見直していく必要があること
- (6) 障害のある人もない人もお互いを知り、大切に思いあうこと
- (7) 社会のバリアの見直しや、困っている障害のある人を助けることは、すべての市民のためになること
- (8) 障害のある人が、女性をはじめ性別等を理由にしてさらに困ってしまった場合等は、その障害のある人の状況に応じてより一層配慮をしてあげる必要があること

## 【解説】

この条例の基本理念を定めるものです。

### (1) 基本人権と生活の保障

障害者基本法を踏まえ規定しています。また、個々の性のあり方を尊重することを含め「恋愛」「結婚」「出産」「育児」等の文言を具体的に明記し、その尊厳にふさわしい生活が保障される権利を有することを規定したものです。なお、「進学」「通所」「就職」等、成長過程における場面も含みます。

### (2) 地域で自立し、社会参加するための選択と意思決定を尊重

障害のある人が地域で自立及び社会参加するための選択や意思決定を尊重することを規定しています。

### (3) 意思を尊重するために必要な支援の実施

障害のある人の選択及び意思が尊重されるために必要な支援について規定しています。これを「意思決定支援」と言います。障がいのある児童には、成人の障がいのある人とは異なる支援の必要性があることに留意します。

### (4) 障がい及び障がいのある人に関する理解の促進

障害を理由とする差別が、障害のある人についての理解不足や偏見が原因となっている場合があると考え、すべての市民が障害や障害のある人についての理解を深める必要性について規定しています。

### (5) 障害の社会モデルに関する理解の促進

障害は、社会（モノ、環境、人的環境など）と個人の心身機能の障害があいまってつくりだされているものであり、その障壁を取り除くのは社会の責務であること。社会全体の問題として起こる障がいの社会モデルに関する理解を深めることを基本とすることを規定しています。

### (6) 人格と個性の尊重

障害の有無にかかわらず、お互いを尊重し人格と個性を認め合うことが条例の目的である共生社会の実現に重要であることから規定しています。

### (7) 共生社会の実現に向け相互協力

社会的障壁の除去及び合理的配慮の提供は、障害の有無にかかわらず、全ての市民にとって有益であることを認識し、共生社会の実現に向け相互に協力することを規定しています。

### (8) 性別・年齢等により困難な状況に応じた適切な配慮

障害のある女性が、これまで、障害及び性別による複合的な原因により、恋愛や結婚等において、障害のない人と比較しても困難な状況に置かれてきたことから、障害のある人への合理的配慮の提供に関し、その状況に応じた対応を必要とすること

また、人種・性別・性的指向・性自認など複数の個人の考え方が組み合わさって起きる様々な差別の現状に目を向け、焦点のあたりづらい差別を受けている当事者を可視化すための概念（インターセクショナリティ）の考え方に基づき、外国にルーツを持つ人等、差別を受けやすい立場の方も含み、特に困難な状況に置かれる場合においては、その状況に応じた適切な配慮がなされることを規定しています。

#### 性別、年齢等（男性 女性、L G B T Q、性自認（自身で考える性別））

- ・ L（レズビアン）：女性の同性愛者（心の性が女性で好きになる性も女性）
  - ・ G（ゲイ）：男性の同性愛者（心の性が男性で好きになる性も男性）
  - ・ B（バイセクシャル）：両性愛者（好きになる性が女性・男性にも向いている）
  - ・ T（トランスジェンダー）：「身体の性」は男性でも「心の性」は女性というように、「身体の性」と「心の性」が一致しないため「身体の性」に違和感を持つ人
  - ・ Q（クイア）：規範的な性のあり方以外を包括する言葉（クエスチョニング）  
：自分の性自認や性的指向が定まっていない、もしくは意図的に定めていない人のことを指す。
  - ・ 性自認（自身の性をどのように認識しているか。「心の性」とも言われることもある。
- \* 「L G B T Q」に「+（プラス）」をつけて「L G B T Q +」や、複数形の「s」を付けて「L G B T s」と言われることもある。これは性的マイノリティといって も、多様な人がいるため、容易に一括りにすることができないことを意味している。

（日本財団ホームページより一部抜粋）

## 第4条（市の責務）

### （市の責務）

- 第4条 市は、基本理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。
- 2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、事業者、市民、その他関係者と連携し、及び協力を図るものとする。
  - 3 市は、事業者、市民、その他関係者と連携し、本条例の普及を図るものとする。

### \*ポイント\*

市の進める取組みは、お店や会社等、市民のみなさんの協力が必要となります。さらに、市はこの条例を多くの人に知ってもらうため、お店や会社等、市民の皆さんと力を合わせていくことが必要となります。

### 【解説】

市の責務を明記し、その役割を明確にするものです。

#### <市が取り組むこと>

- ・障害を理由とする差別の解消の推進に向けた市の取組みを計画的に実施すること。
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する取組みを、事業者、市民等と連携・協力しながら、総合的・計画的に実施すること。
- ・事業者、市民、その他関係者と連携し、条例の普及を図ること。

## 第5条（事業者の責務）

### （事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、障害、障害のある人及び障害の社会モデルに対する理解を深めるものとする。

2 事業者は、市が実施する障害を理由とする差別の解消に関する施策に協力するとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に主体的に取り組むものとする。

3 事業者は、本条例の普及に関し、市に協力するものとする。

### \*ポイント\*

お店や会社等は、市民と一緒に市の進める取り組みに協力し取り組んでいくことが必要となります。

さらに、お店や会社等はこの条例を多くの人に知ってもらうため、市と力を合わせていくことが必要になります。

### 【解説】

事業者の責務を明記し、その役割を明確にするものです。

<事業者が取り組むこと>

- ・障害、障害のある人及び障害の社会モデルに対する理解を深めること。
- ・見附市が実施する障害を理由とする差別の解消に関する施策に協力し、障害を理由とする差別の解消の推進に主体的に取り組むこと。
- ・本条例の普及に関し、市に協力すること。

## 第6条（市民の責務）

### （市民の責務）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、障害、障害のある人及び障害の社会モデルに対する理解を深めるものとする。

- 2 市民は、市が実施する障害を理由とする差別の解消に関する施策及び事業者が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する取組に協力するとともに、障害のある人の意思を尊重しつつ、障害のある人の自立及び社会参加への支援を主体的に行い、共生社会の実現に寄与するよう努めるものとする。
- 3 市民は、本条例の普及に関し、市に協力するものとする。

### \*ポイント\*

市民は、障害のある人が日々の生活で感じている困りごとや生活のしづらさについて理解し、市や会社等の取り組みに協力して、みんなで生活していく社会を実現するために協力することが必要となります。

### 【解説】

市民の責務を明記し、その役割を明確にするものです。

#### <市民が取り組むこと>

- ・障害、障害のある人及び障害の社会モデルに対する理解を深めること。
- ・市や事業者が実施する差別を解消する取り組みに協力し、障害のある人の意思を尊重し、障害のある人の自立及び社会参加への支援を主体的に行い、共生社会の実現に寄与するよう努めること。
- ・本条例の普及に関し、市に協力すること。

## 第7条（障害者計画との関係）

（障がい者計画との関係）

第7条 市は、障害を理由とする差別の解消に関する施策について、障害者基本法  
第11条第3項の規定により策定された見附市障害者計画に定めるものとする。

### \*ポイント\*

障害を理由とした差別をなくしていくために、見附市障がい者計画にて、どのような取り組みをしていくかを決め、取り組んでいきます。

### 【解説】

第4期「見附市障がい者計画」（令和3年度から令和8年度）において、障害を理由とする差別の解消に関する取り組みを決めて、障害のある人もない人も一緒に生活していく社会をつくるために取り組んでいきます。以降に策定する障がい者計画においても同様に取り組むものです。

## 第2章 障がいを理由とする差別の禁止等

### 第8条（不当な差別的取扱いの禁止）

（不当な差別的取扱いの禁止）

第8条 何人も、障害のある人に対し、福祉、医療、教育、雇用、居住、交通、商業その他の障害のある人の日常生活又は社会生活に関する分野において、障害を理由とする不当な差別的取扱いをすることにより、障害のある人の権利利益を侵害してはならない。

#### \*ポイント\*

障害のある人もない人も、障害のある人に対し、悪口を言ったり、仲間外れにしたりすることはやめましょう。

#### 【解説】

どんな人であっても、障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障害のある人の権利利益を侵害してはならない旨を明記したものです。

この条例では、「令和2年度見附市障害者差別についてのアンケート調査」において回答の多かった「福祉」「医療」「教育」「雇用」「居住」「交通」「商業」を明記しています。

また、それ以外の分野を「その他の障害のある人の日常生活又は社会生活に関する分野」とすることで「日常生活及び社会生活のあらゆる分野」で「不当な差別的取扱いの禁止」を規定するものです。

なお、「何人も」の中には、障害のある人自身も含まれます。

## 参考

### 日常生活又は社会生活に関する分野例

「福祉」分野	・障害福祉サービス事業所 ・高齢者サービス事業所 等	・保育園
「医療」分野	・医療機関（病院、診療所、薬局等） 等	
「教育」分野	・幼稚園 ・高等学校	・小学校 ・大学 ・中学校 ・専門学校 等
「雇用」分野	・職場	・ハローワーク 等
「居住」分野	・アパート	・賃貸住宅 ・借家 等
「交通」分野	・公共交通機関（鉄道、バス、タクシー等）	等
「商業」分野	・商店	・スーパー ・コンビニエンスストア 等
その他あらゆる日常生活・社会生活の場面	・上記も含めた、日常生活、社会生活の中でおこりうるあらゆる生活の場面	

### 【不当な差別的取扱いの事例】

福 祉：福祉サービスの提供を施設側が一方的に制限してしまう。

医 療：多動の障害がある人が入院した時に必要以上に身体を拘束された。

雇 用：知的障害があり、障害者枠で就職したにも関わらず、他の職員から「仕事が遅い。」と怒鳴られた。

交 通：バスターミナルなどで、バスの乗り場の案内が掲示板にしか表示されておらず、音声でのアナウンスがなかったため、乗り場がわからず困った。

居 住：身体や知的、精神等の何らかの障害があることで不動産契約をしてもらえなかった。

商 業：事業者にはじょ犬についての理解がなく、盲導犬の入店を拒否された。

日常生活：自治会活動への参加を希望したところ、障害があるという理由だけで、できること等について相談なく、参加を断られてしまった。

社会生活：市内スポーツ大会で、視覚に障害があるため補助者と一緒に参加したいと申し出たところ、前例がないからという理由で参加できなかった。

行政機関等：聴覚に障害があることを窓口で申し出たにもかかわらず、番号札での呼び出しが音声のみでされてしまった。

## 第9条（合理的配慮の提供）

### （合理的配慮の提供）

第9条 市及び行政機関等は、その事務又は事業の実施に当たり、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮の提供を行わなければならない。

2 事業者は、福祉、医療、教育、雇用、居住、交通、商業その他の障害のある人の日常生活又は社会生活に関する分野において、その事業の実施に当たり、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮の提供を行わなければならない。

### \*ポイント\*

障害のある人から生活をしていく中で助けを求められたら、市やお店や会社等は、できる限り助けてあげる必要があります。

### 【解説】

市及び行政機関等は、事務や事業の実施にあたり、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を提供しなければならない旨を規定したものです。

合理的配慮は、障害のある人からの意思表明があったとき、過重な負担がない範囲で提供するものです。

本条例では、第8条（不当な差別的取扱いの禁止）と同様、「令和2年度見附市障害者差別についてのアンケート調査」において回答の多かった、「**福祉」「医療」「教育」「雇用」「居住」「交通」「商業**」の文言を明記したものです。

また、それ以外の分野を「**その他の障害のある人の日常生活又は社会生活に関する分野**」と明記し、日常生活及び社会生活のあらゆる分野で、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮の提供を行わなければならない旨を規定するものです。

## 合理的配慮の具体例

※合理的配慮の内容は個別の場面に応じて異なるものとなりますので、以下の例は、あらゆる事業者が必ずしも実践するものではないこと、また、以下の例に以外であっても合理的配慮に該当するものあることに留意してください。

物理的環境への配慮 (例：肢体不自由)	障害のある方から「飲食店で車椅子のまま着席したい」との申し出があった場合 ⇒申し出の対応として、「机に備え付けの椅子を片付けて車椅子のまま着席できるスペースを確保した」
意思疎通への配慮 (例：弱視難聴)	障害のある方から「難聴のため筆談によるコミュニケーションを希望したが、弱視でもあるため細いペンや小さな文字では読みづらい」との申し出があった場合 ⇒申し出の対応として、「太いペンで大きな文字を書いて筆談を行った」
ルール、慣行の柔軟な変更 (例：学習障害)	障害のある方から「文字の読み書きに時間がかかるため、セミナーに参加中にホワイトボードを最後まで書き写すことができない」との申し出があった場合 ⇒申し出の対応として、「書き写す代わりに、デジタルカメラ、スマートフォン、タブレット型端末などでホワイトボードを撮影することとした」
【合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例】	
・自由席での開催を予定しているセミナーにおいて、弱視の障がいのある人からスクリーンや板書等がよく見える席でのセミナー受講を希望する申出があった場合に、事前の座席確保などの対応を検討せずに「特別扱いはできない」という理由で対応を断る。	
【合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例】	
・飲食店において、食事介助等を求められた場合に、当該飲食店が食事介助等を事業の一環として行っていないことから、その提供を断ること。（必要とされている範囲で本来の業務に付随するものに限られることの観点）	
・小売店において、混雑時に視覚に障がいのある人から店員に対し、店内を付き添って買い物の補助を求められた場合に、混雑時のための付添いはできないが、店員が買い物リストを書き留めて商品を準備することができる旨を提案すること。 (過重な負担「人的・体制上の制約」の観点)	
(参考：障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（一部抜粋）)	

## 第10条（環境の整備）

### （環境の整備）

第10条 市、行政機関等及び事業者は、障害、障害のある人及び障害の社会モデルに対する理解の下、障害のある人から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があるか否かにかかわらず、社会的障壁の除去の実施についての合理的配慮の提供を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めるものとする。

2 市は、事業者に対し、社会的障壁の除去の実施についての合理的配慮の提供を的確に行うための情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を実施するよう努めるものとする。

### \*ポイント\*

市やお店や会社等は、これから建てる建物の整備を考えるとき、障害のある人、みんなが生活しやすいよう必要な環境の整備を進めていきましょう。

また、市はみんなが生活しやすくなるよう必要な環境の整備についてお店や会社等にアドバイスをしていきます。

### 【解説】

障害者差別解消法第5条の「事前的改善措置」（施設や設備のバリアフリー化、意思表示やコミュニケーションを支援するためのサービス及び介助者等の人的支援、障がいのある人による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報 アクセシビリティの効能等）について規定するものです。

また、障害者差別解消法と比べ、以下の点を加えました。

- ・障害のある人からの求めがなくても積極的に必要な環境の整備に努めていくことを明確にするため、「意思の表明があるか否かにかかわらず」を追記しました。
- ・障害のある人の目線に立った環境の整備を望む意見があったことを踏まえ、事前の改善措置の前提として重要である「障害、障害のある人及び障害の社会的障壁に対する理解」を明記しました。

## 参考資料

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律〔平成二十五年六月二十六日  
号外法律第六十五号〕

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

## 第3章 障害を理由とする差別に関する相談、紛争の防止等のための体制

### 第11条（相談）

#### （相談）

第11条 障害のある人、その家族その他の関係者又は事業者（次項において「相談者」という。）は、市に対し、市内で発生した障害を理由とする差別に該当すると思われる事案（以下「差別事案」という。）に関する相談をすることができる。

2 市は、差別事案に関する相談があったときは、その情報を収集し、相談者又は当該相談内容に関わる者に対し、必要に応じて次に掲げる対応をするものとする。

- (1) 相談を受けた事案に係る事実の確認及び調査を行うこと。
- (2) 必要な情報提供を行うこと。
- (3) 関係者間の調整を行うこと。
- (4) その他必要な助言及び関係機関への取次ぎを行うこと。

#### \*ポイント\*

障害のある人やその家族、関係者または会社等は、市内で発生した障害を理由とする差別があったときは、見附市健康福祉課へ相談してください。

お互いが理解し、解決していくよう、市が取り組んでいきます。

#### 【解説】

障害を理由とする差別に関する相談及び紛争（もめごと）防止等のための体制について規定するものです。

いわゆる「たらい回し」の相談体制にならないよう、市では健康福祉課を窓口とすることにより、相談しやすい体制づくりを進めます。

## 第12条（あっせんの申立て）

### （あっせんの申立て）

第12条 障害のある市民、その家族その他の関係者は、市長に対し、差別事案を解決するために必要なあっせんの申立て（以下「あっせんの申立て」という。）を前条第1項の相談をした後にすることができる。この場合において、緊急の必要があると市長が認めるときは、前条第1項の相談をせずにあっせんの申立てをすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、あっせんの申立てをすることができない。

- (1) あっせんの申立てをすることが当該障害のある市民の意に反すると認められるとき。
- (2) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）による紛争の解決の手続をすることができるとき。
- (3) 申立ての原因となる事実のあった日（継続する行為にあっては、その最後の行為の終了した日）から3年を経過しているものであるとき（その間に申立てをしなかったことにつきやむを得ない理由があるときを除く。）。
- (4) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）その他の法令に基づく不服申立ての手続をすることができるとき。

### \*ポイント\*

障害のある人やその家族・関係者は、相談しても問題が解決しないときは、市長に解決に向けたお願いをすることができます。

ただし、障害のある人の希望に反する場合や他の手続きで解決ができる場合、差別があってから3年以上たっている場合は基本的に、解決に向けたお願いをすることができません。

## 【解説】

差別事案について、第11条に規定する相談を受け、健幸福祉課が助言等を行った結果、本人同士で合意が図られなかった場合に、市長に対し、あっせんの申立てができるなどを規定するものです。

この場合の「あっせん」とは、障害のある人と差別に該当すると思われる事案の当事者との間に入り、当該差別事案に関して、公正中立な立場から調整案を提示することを言います。

### ○申立てができる差別事案

市内で発生した障害を理由とする差別に関する事案

### ○申立てができる市民

市内在住、在勤、在学者、市内事業所への通所者を指します。

### ○その家族その他の関係者

障害のある人の保護者又は後見人、障害のある人を支援する相談支援事業者や通所施設等の福祉事業者等を含みます。

(1) 市長に対するあっせんの申立ては、当該障害のある市民の意思を最優先とし、その家族その他の関係者が行う場合において、あっせんの申立てをすることが当該障害のある市民の意思に反すると認められるときは、あっせんの申立てをすることができません。

(2) 障害者差別解消法では、行政機関等や事業者が事業主として労働者に対して行う差別を解消するための措置については、障害者雇用促進法によると規定しています。

障害者雇用促進法では、紛争解決についての規定があるため、この条例に基づくあっせんの申立てはできません。

(3) 当該差別事案の発生した日（継続する事案の場合は終了日からとする）から、3年を経過した場合は、事実関係を確認することが困難なため、やむを得ない理由（差別等事案の発生当時、申立てを行うことにより、事業所等において重ねて不利な状況におかれることが明白に考えられる場合等）がある場合を除き、申立てすることはできません。

(4) 行政機関等の処分については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）その他の法令に基づく不服申立ての手続をできる場合は、あっせんの申立てをすることができません。

## 第13条（あせん）

- 第13条 市長は、あせんの申立てがあったときは、見附市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）にあせんを行うよう求めるものとする。
- 2 協議会は、前項の規定による求めがあったときは、次に掲げる場合を除き、あせんの手続を開始するものとする。
- （1）あせんの必要がないと認めるとき。
- （2）当該差別事案がその性質上あせんをするのに適当でないと認めるとき。
- 3 協議会は、あせんのために必要があると認めるときは、当該差別事案の関係者に協議会への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 4 協議会は、あせんの手続の開始後においても、第2項各号のいずれかに該当することが明らかになったときは、当該手続を中止することができる。
- 5 協議会は、第1項の規定による求めによりあせんを行ったとき又は第2項各号のいずれかに該当するとしてあせんの手続を行わない若しくは前項の規定によりあせんの手続を中止したときは、市長にその旨を報告するものとする。

### \*ポイント\*

市に解決に向けたお願いをしたときは、見附市障害者自立支援協議会の委員の皆さんのが解決に向けた話し合いをしていくことになります。

### 【解説】

あせんの申立てがあった際のあせんの手順について規定するものです。  
あせんの申立てがあった際は、市長が「見附市障害者自立支援協議会」にあせんを行うよう求めることとしています。  
また、あせんの申立ての際の協議会の委員には、障害者団体、相談支援事業者、福祉サービス事業者、保健・医療・教育・雇用等の関係機関の代表者や障害のある人を委員に選任することを想定しています。

○「あっせんの必要がないと認めるとき」とは

一般的に個々の相談事案により判断することとなります、例えば、「具体的な紛争は存在せず、むしろ一般的な意見や申し出に過ぎない場合」や、「報告内容が虚偽や誤解に基づいており、事実関係が明らかでない場合」などが考えられます。

○「あっせんをするのに適当でないと認めるとき」とは

一般的には個々の相談事案により判断することとなります、例えば、「単に相手に対して謝罪を求める場合」や、「既に司法機関で係争中である場合」などが考えられます。

## 第14条（勧告及び公表の措置）

### （勧告及び公表の措置）

- 第14条 協議会は、障害を理由とする差別を行ったとされる者が、協議会が作成したあっせん案を受諾せず、又はこれを受諾したにもかかわらずあっせんに従わないときは、その旨を市長へ報告するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による報告があった場合であって、必要があると認めるときは、障害を理由とする差別を行った者に対して、障害を理由とする差別を解消するために必要な対応をするよう勧告することができる。
- 3 市長は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告の相手方に対してその旨を通知し、かつ、その者に対して意見を述べる機会を与えるなければならない。
- 4 市長は、第2項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わなかった場合は、その旨を公表することができる。
- 5 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表の相手方に対してその旨を通知し、かつ、その者に対して意見を述べる機会を与えるなければならない。

### \*ポイント\*

見附市障害者自立支援協議会の委員の皆さんがあつせんを起こしたことについて、差別をした人が従わない場合は、市にそのことを伝えて、差別をした人に差別を無くす行動をするように伝えることになります。

また、それでも解決しない場合は、差別を受けた内容について、皆さんに公表することになります。

なお、その前に、差別をした人の意見を協議会が聞くことになります。

### 【解説】

見附市障害者自立支援によるあつせん案を通知したにもかかわらず、差別事案が解決しない場合における「勧告」及び「公表」の手続きについて定めたものです。

#### 第1項：市長への報告

見附市障害者自立支援協議会があつせんを行ったにも関わらず、差別をしたと認

められる者が、あっせん案を受け入れないまたは受け入れたにも関わらずこれに従わないときは、見附市障害者自立支援協議会はそのことを市長に報告するものです。

## 第2項：勧告

市長は、前項の規定による報告があった場合、必要があると認めるときは、障害を理由とする差別を行った者に対して、障害を理由とする差別を解消するために必要な対応をするように勧告（申し入れ）することができる。

勧告の内容となる「障がいを理由とする差別を解消するために必要な対応」とは、具体的には見附市障害者自立支援協議会があっせん案として提示した内容を想定します。

## 第3項：勧告前 意見を述べる機会

市長が勧告をしようとするときは、あらかじめ、勧告の対象となっている旨を相手方に通知し、かつ、その者に対して意見を述べる機会を与えなければならない。

これは、勧告が、不利益処分である第4項（公表）の前段階の手続きとしての機能を有しており、事実上勧告の相手方にとって不利益な影響が及ぶ点に鑑み、手続きの公平性から相手方に意見を述べる機会を与えるためにおこなうものです。

## 第4項：公表

市長は、第2項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わなかった場合は、勧告の相手方が「障害を理由とする差別の禁止」に反するものと認め、その旨を公表するものです。

この手続きにより、相手方にとっては公表により大きな不利益を伴う結果となる恐れがあります。

## 第5項：公表前 意見を述べる機会

市長が公表をしようとするときは、あらかじめ、公表の対象となっている旨を相手方に対して通知し、かつ、その者に対して意見を述べる機会を与えなければならないとするものです。

これは公表の相手方にとって不利益な影響が及ぶ点を考えて、手続きの公平性から相手方に意見を述べる機会を与えるために行うものです。

なお、本条例において「公表」以上の制裁をすることは想定しておりません。

## 第4章 共生社会の実現に向けた取組

### 第15条（情報の収集、整理及び提供）

#### （情報の収集、整理及び提供）

第15条 市は、不当な差別的取扱いをすることによる障害のある人の権利利益の侵害防止及び社会的障壁の除去の実施についての合理的配慮の提供を的確に行うこととし、障害の分野ごとに不当な差別的取扱い及び社会的障壁の除去の実施についての合理的配慮の提供事例等の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

#### \*ポイント\*

市は、みんなが安心して生活できる社会を目指して、障害を理由とする差別について、他の市町村の情報や取り組みについて、整理しまして いきます。

#### 【解説】

市は、障害の分野ごとに不当な差別的取扱い及び合理的配慮の提供事例等の情報収集、整理及び提供について規定したものです。

事例の収集・整理に当たっては、内閣府をはじめ各府省庁や新潟県、近隣自治体、地方公共団体と連携・協力し、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、特に障害のある女性や子ども等に対し実態を踏まえた合理的配慮の提供が可能となるよう、性別や年齢等も含めて幅広く情報が収集できるよう努めていくものです。

## 第16条（相互理解の促進）

（相互理解の促進）

第16条 市は、障害、障害のある人及び障害の社会モデルに対する理解を深め、障害を理由とする差別を解消することの重要性に関する事業者及び市民の理解及び関心の増進が図られるよう、障害、障害のある人及び障害の社会モデルに関する知識の普及啓発のための広報活動その他の啓発活動を計画的に推進するものとする。

2 市は、日常生活又は社会生活に関する分野において、障害のある人と障害のない人が一緒に活動し、又は交流する機会を創出することその他必要な取組により、その相互理解を促進するものとする。

3 障害のある人もない人も、相互に理解を深め、共生社会の実現を図るものとする。

### \*ポイント\*

市は、障害のある人が生活の中で多くの困りごとがあることを市民の皆さんにもお知らせしていきます。

そして、障害のある人と、障害のない人がお互いに理解し合い、皆で支ささえ合うまちをつくっていきます。

### 【解説】

障害、障害のある人及び障害の社会モデルに対する関心と理解を深め、相互理解を促進することで、共生社会の実現に資するよう規定するものです。

障害のある人もない人も、お互いに理解を深め、共生社会の実現を図ることを目的とし、障がい、障がいのある人及び障害の社会モデルに関する知識を地域に広め、理解してもらうための活動を障がい者計画に定め、推進するものです。

障害のある人と障害のない人が一緒に活動し、又は交流する機会を作り出すことや、その他必要な取組により、障害のある人と障害のない人の相互理解を促進するものです。

## 第17条（教育）

（教育）

第17条 市は、障害のある児童と障害のない児童が共に学ぶことができる包括的な教育を実施するため、障害のある児童が障害の特性に応じた教育を受けることができるよう必要な施策を推進するものとする。

2 市は、障害のある児童と障害のない児童との交流の機会の創出その他の必要な取組により、障がい、障がいのある人及び障がいの社会モデルに対する理解を促進するものとする。

### \*ポイント\*

市は、障害のある児童が障害の特性に応じた教育を受けることができるようにしていきます。

また、障害のある児童と障害のない児童と一緒に学んでいくこともできるよう、必要な取組を進めていきます。

### 【解説】

障害のある児童に対する教育について定めるものです。

児童に対する教育については、障害のある児童と障害のない児童を分け隔てることなく、教育を提供する「インクルーシブ教育」の国際的な考え方や障害のある児童とない児童と一緒に学ぶことを追求しながら、日本では障害のある児童が障害の特性に応じて教育を受けられる仕組み整えていく「インクルーシブ教育システム」の考え方があります。

第1項の「障害のある児童と障害のない児童が共に学ぶことができる包括的な教育を実施するため、障害のある児童が障害の特性に応じた教育を受けることができるようとする」とは、いわゆる「インクルーシブ教育」や「インクルーシブ教育システム」の考え方を言います。

さらに、特別支援学校等に在籍する障害のある児童とその児童が居住する地域の学校との相互の交流学習等の推進も行います。

第2項では、障害のある児童と障害のない児童との交流の機会の創出やその他関連する必要な取組を進めるにあたり、障害の社会モデルに対する理解を促進することとしています。

## 第18条（意思疎通）

（意思疎通）

第18条 市は、障がいのある人が情報を円滑に取得し、又は理解しやすくするため、点字、平易な表現等の障害の特性に応じた意思疎通手段の普及を図るとともに、必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、見附市手話言語条例（平成29年条例第20号）により、手話への理解及び手話の普及の促進を図るものとする。

### \*ポイント\*

障害のある人がわかるような伝え方の取り組みをしていきます。

点字や手話、意思疎通が図れる様々な方法等を広めるための活動をすすめていきます。

### 【解説】

障害の特性に応じた意思疎通（思ったことを伝えあう）手段の重要性については大切なことから、**意思疎通手段の普及を図るための文字盤や絵カード等の必要な施策を講ずる旨を明確に**したものです。

また、手話言語条例による必要な施策を講ずるため、障がい者計画との整合性を図り、手話への理解及び普及の促進を図るものです。

#### <施策の例>

- ・手話講習会、手話通訳者養成講座等の実施
- ・**障害の特性に応じた意思疎通手段の調査研究**
- ・**障がい者団体が主催する意思疎通に関する研修会等の支援 等**

## 第5章 雜 則

### 第19条（委任）

（委任）

第19条 この条例に定めるもののほかこの条例の施行に関し必要な事項は、規則に定める。

#### \*ポイント\*

この条例に書いてあることのほか、必要なことは規則で決きめていきます。

#### 【解説】

この条例の施行について「相談」「あっせんの申立て」の手続きや、「勧告」「公表」の方法などについて必要な事項を見附市障害者差別解消条例施行規則で定める旨を規定したものです。

#### 参考

第12条から第14条は、改正障害者差別解消法の施行日である令和6年4月1日より施行となりました。